

宇部市ときわ公園公式 YouTube（ユーチューブ）に関する運用規定

令和3年4月1日

宇部市 観光・シティプロモーション推進部ときわ公園企画課

（目的）

1 このガイドラインは、本市の職員がSNS「YouTube（ユーチューブ）」を活用して、国内外にときわ公園の魅力的な動画等を積極的かつ迅速に発信することを目的に、必要な指針を定める。

（適用）

2 このガイドラインは、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「宇部市ガイドライン」という。）に基づき、宇部市ときわ公園公式 YouTube（以下「当アカウント」という。）を利用して情報発信する全て職員に適用する。

（アカウント情報）

3 ときわ公園企画課に YouTube 担当者を置き、当アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

4 ときわ公園企画課は、当アカウントを利用し、情報発信を希望する課等に対し、発信に必要なログインID及びパスワードを通知する。

(1) ソーシャルメディアサービス名：YouTube

(2) ユーザー名：ube.syokubutu@gmail.com

(3) アカウント名：宇部市 ときわ公園

(4) YouTube アカウント URL：

<https://www.youtube.com/channel/UCyzHVSz396anxvuYWOmVrCA>

（情報発信）

5 原則として、当アカウントはときわ公園企画課の職員4名（世界を旅する植物館係2名、活性化推進係2名）で管理する。

6 情報を発信する課等は、課等内に YouTube 担当者を置く。

7 情報を発信する課等は、その課等の長が情報発信の責任を負う。

（対応時間）

8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。

ただし、情報を発信する課等の長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

（意思決定）

9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは YouTube の特性や情報発信の即時性を考慮し、YouTube 担当者の判断によ

り当アカウントに直接情報を発信できるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項の誤りを訂正する情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を発信する場合

(投稿者および内容)

10 当アカウントに投稿する動画等は、原則として「ときわ公園の紹介等」とし、ときわ公園企画課の職員及び情報発信を希望する課等の者（以下「職員等」という。）は、簡単なキャプション（説明文）などを添えて、閲覧者にときわ公園の魅力を伝える動画等を投稿する。

(投稿動画の利用)

11 宇部市ガイドラインの「禁止事項」に該当しない限り、当アカウントの投稿の拡散は自由とする。ただし、投稿元が当アカウントであることを明記する。

(知的財産権、著作権、肖像権などの全ての権利)

12 当アカウントに掲載する個々の情報（動画、キャプションの文章など）に関する知的財産権は、当市に帰属したものとする。投稿は原則として、誰でも自由に利用できるものとするが、当市が知的財産権を放棄するものではない。当アカウントが再投稿した情報（動画等、文章など）に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。再投稿または転載（動画のダウンロード）の際は、投稿元のアカウントの方針にしたがうこととする。

(アカウントへのコメントの禁止)

13 当アカウントに対するコメント（意見や反応等）については、コメント機能をオフにすることにより、一切のコメントを受け付けないものとする。

(本市が運用するアカウント以外のアカウントへのシェア等の禁止)

14 本市が運用するアカウント以外のアカウントに対しては、原則としてシェア、「いいね！」及びチャンネル登録の機能の使用はできないものとする。ただし、次に掲げるもののいずれかに該当すると認められる場合には、その限りではない。

- (1) 公的機関が運用するアカウントに対する場合
- (2) 業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントに対する場合

(ホームページへの表示)

15 ときわ公園企画課は、なりすましでないことを証明するため、当アカウントをときわ公園公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）の中の上にリンクを掲載し、情報発信を行う。

16 ときわ公園課は、このガイドラインを公式ホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

17 ときわ公園企画課は、当アカウントになりすましたページ（投稿）及び公式なものと誤解を招くページ（投稿）を発見した場合は、公式ホームページ等において情報を発信し、なりすましページ（投稿）が存在することへの注意喚起を行うものとする。

（注意事項）

18 他人の著作物を撮影し、それを素材に加工または合成した場合、著作権の侵害に当たる場合があるため、人物の動画を投稿する場合は、被撮影者の承諾を得たもののみとする。また、著作権または肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

（登録の解除等）

19 ときわ公園企画課長は、法令、宇部市ガイドライン及びこのガイドラインに照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

（協議事項）

20 このガイドラインに定めていないものについては、ときわ公園企画課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。

（広告の表示）

21 動画の広告表示は無効とし、アップロードする動画について広告表示による収益化は図らないこととする。